

令和 5 年 度

山陽小野田市健全化判断比率及び資金不足比率に関する審査意見書

山 陽 小 野 田 市 監 査 委 員

山 監 査 第 8 9 号
令和 6 年 (2024 年) 8 月 2 2 日

山陽小野田市長 藤 田 剛 二 様

山陽小野田市監査委員 江 本 勝 一

山陽小野田市監査委員 笹 木 慶 之

令和 5 年度山陽小野田市健全化判断比率及び資金不足比率
に関する審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第
22 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 5 年度決算に基づく健
全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載
した書類を審査したので、次のとおり意見書を提出する。

令和５年度山陽小野田市健全化判断比率及び資金不足比率に関する審査意見書

1 審査の対象

- (1) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項関係
 - ア 実質赤字比率
 - イ 連結実質赤字比率
 - ウ 実質公債費比率
 - エ 将来負担比率
- (2) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項関係
 - ア 公営企業の資金不足比率
- (3) 附属資料
 - ア 各比率の算定調書

2 審査の期間

令和６年７月１６日から令和６年８月８日まで

3 審査の方法

市長から提出された地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率並びに資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類の正確性について、関係書類と照合するとともに、必要な事項については関係職員の説明を求め審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された書類は、いずれも地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率等の算定様式により作成されており、かつ、計数は関係書類と符合し、正確であると認めた。

なお、これらに対する審査意見は次に述べるとおりである。

1 総合意見【資料編別表1・別表5参照】

審査に付された次表の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率				令和5年度	令和4年度	早期健全化基準
①	実質赤字比率	(%)		-	-	12.52
②	連結実質赤字比率	(%)		-	-	17.52
③	実質公債費比率	(%)		9.5	8.9	25.0
④	将来負担比率	(%)		37.6	43.7	350.0

※実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は「-」と表記している。

資金不足比率				令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
法適用	水道事業	(%)		-	-	20.0
	工業用水道事業	(%)		-	-	
	病院事業	(%)		-	-	
	下水道事業	(%)		-	-	

※資金不足額がない場合は「-」と表記している。「法」は、地方公営企業法を示す。

2 個別意見

(1) 実質赤字比率について【資料編別表2参照】

令和5年度における標準財政規模は194億6,242万8千円であり、実質収支は黒字（4億4,424万6千円）となっているので、実質赤字比率の算出はなく早期健全化には該当しない。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

・一般会計等の実質赤字額

一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

(2) 連結実質赤字比率について【資料編別表2参照】

令和5年度における標準財政規模は194億6,242万8千円であり、一般会計、各公営企業会計及び各特別会計の連結実質収支は

黒字（40 億 84 万 4 千円）となっているので、連結実質赤字比率の算出はなく早期健全化には該当しない。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

・連結実質赤字額

下記の A と B の合計額が、C と D の合計額を超える場合の当該超える額

A：一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

B：公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

C：一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

D：公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(3) 実質公債費比率について【資料編別表 3 参照】

令和 5 年度における実質公債費比率は 9.5% となっている。基準の 25.0% と比較すると、これを下回っているので早期健全化には該当しない。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{E-D} \times 100$$

- | | |
|---|-------------|
| A：地方債の元利償還金（繰上償還等を除く） | ① |
| B：地方債の元利償還金に準ずるもの（準元利償還金） | ②+③+④+⑤+⑥+⑦ |
| C：元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源 | ⑧ |
| D：普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に
算入された地方債の元利償還金・準元利償還金 | ⑨+⑩+⑪ |
| E：標準財政規模 | ⑫+⑬+⑭ |

実質公債費比率の推移表

(単位：%)

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
実質公債費比率 (3 ヶ年平均)	9.5	8.9	7.8

(4) 将来負担比率について【資料編別表 4 参照】

将来負担額 528 億 8,507 万 1 千円から充当可能財源等 466 億 3,803 万 5 千円を減じた額を標準財政規模 194 億 6,242 万 8 千円か

ら算入公債費等の額 28 億 7,546 万円を減じた額で除した将来負担比率は 37.6% となっている。基準の 350.0% と比較すると、これを下回っているので早期健全化には該当しない。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

・将来負担額: 下記のAからJまでの合計額

- A: 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- B: 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)
- C: 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- D: 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- E: 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
- F: 地方公共団体が設立した一定の法人(設立法人)の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- G: 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- H: 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- I: 連結実質赤字額
- J: 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

・充当可能基金額: 上記のAからHまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

(5) 公営企業の資金不足比率について【資料編別表 5 参照】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

・資金の不足額

- (1) 資金の不足額 (法適用企業)

$$= (\text{流動負債} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高} - \text{流動資産}) - \text{解消可能資金不足額}$$
- (2) 資金の不足額 (法非適用企業)

$$= (\text{歳出額} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高} - \text{歳入額}) - \text{解消可能資金不足額}$$

※解消可能資金不足額: 事業の性質上、事業開始後の一定期間構造的に生じる資金の不足額がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

※宅地造成事業を行う公営企業については、販売用土地に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

・事業の規模

- (1) 事業の規模 (法適用企業)

$$= \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}$$
- (2) 事業の規模 (法非適用企業)

$$= \text{営業収益に相当する収入の額} - \text{受託工事収益に相当する収入の額}$$

※指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。
 ※宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。

ア 法適用企業

水道事業会計、工業用水道事業会計、病院事業会計及び下水道

事業会計全ての会計において、資金不足比率としての算出はなく経営健全化には該当しない。

3 むすび

実質公債費比率は 9.5%で、前年度に比べ 0.6 ポイント増加（悪化）した。ただし、この比率は、3 か年平均の数値であり、令和 5 年度のための単年度の比率は 10.2%で、前年度の 10.3%から 0.1 ポイント低下（改善）している。これは元利償還金等の額は増加しているものの、普通交付税等の増加により標準財政規模が増加したことによるものである。

将来負担比率は 37.6%で、前年度に比べ 6.1 ポイント低下（改善）した。これは主に地方債の現在高が減少したことにより将来負担額が減少したことによるものである。

当年度の健全化判断比率の各比率は、健全化法に基づく各基準値を見る限り健全な状態にあると判断する。財政健全化に向けた日々の努力を評価する一方、3 か年平均の実質公債比率は増加しており、今後の普通建設事業の実施状況なども踏まえ、将来の推移も含め各比率を十分注視しながら、引き続き堅実で効率的な財政運営に努められたい。

財政健全化関係資料編

別表3 実質公債費比率調書

	①	②	③	④	⑤
	元利償還金の額 (繰上償還額等 を除く) (3③ A表「元利償還 金」欄の数値を 転記)	積立不足額を考 慮して算定した 額 (3①表 「エ」欄の数値 を転記)	満期一括償還地 方債の1年当た りの元金償還金 に相当するもの (年度割相当 額) (3①表 「ウ」欄の数値 を転記)	公営企業に要す る経費の財源と する地方債の償 還の財源に充て たと認められる 繰入金 (3②表 「合計※」欄の 数値を転記)	一部事務組合等 の起こした地方 債に充てたと認 められる補助金 又は負担金
令和3年度	3,408,022			1,091,177	34,659
令和4年度	3,738,053			1,107,095	88,750
令和5年度	3,826,066			1,180,477	54,793

	⑫	⑬	⑭
	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債 発行可能額
令和3年度	10,745,974	6,946,582	1,264,943
令和4年度	11,163,741	7,282,940	371,660
令和5年度	11,513,497	7,775,284	173,647

(単位：千円)

⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
公債費に準ずる 債務負担行為に 係るもの	一時借入金の利 子	特定財源の額 (3③A表「特 定財源計」欄の 数値を転記)	事業費補正によ り基準財政需要 額に算入された 公債費	災害復旧費等に 係る基準財政需 要額	密度補正により基 準財政需要額に算 入された元利償還 金及び準元利償還 金(ただし、④～ ⑦に係るものは、 地方債の元利償還 額を基礎として算 入されたものに限 る。)
3,357		494,058	467,436	2,168,294	73,085
836		478,512	473,483	2,259,439	74,532
18		495,754	480,743	2,307,753	86,964

⑮
地方財政法第5 条の3第4項第 1号の規定に基 づき総務大臣が 定める額 (特別区のみ記 入)

	実質公債費比率 (単年度)
令和3年度	8.21200
令和4年度	10.29779
令和5年度	10.18957

実質公債費比率 (3カ年平均)
9.5

別表 4 将来負担比率調書

将来負担額

地方債の現在高	債務負担行為に 基づく支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合 負担等見込額	退職手当 負担見込額
35,902,525	0	12,154,001	139,399	4,513,065

充当可能財源等

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能 特定歳入		基準財政需要額 算入見込額
		うち都市計画税	
12,492,945	4,669,189	4,480,387	29,475,901

将来負担額 A	—	充当可能財源等 B
52,885,071		46,638,035

標準財政規模 C	—	算入公債費等の額 D
19,462,428		2,875,460

(単位:千円)

設立法人の 負債額等 負担見込額					連結実質 赤字額	組合連結実質 赤字額負担見込額
	地方道路公社	土地開発公社	地方独立行政法人	第三セクター等		
176,081	0	176,021	0	60	0	0

$$= \frac{\begin{array}{|c|} \hline A - B \\ \hline 6,247,036 \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|} \hline C - D \\ \hline 16,586,968 \\ \hline \end{array}} = \begin{array}{|c|} \hline \text{将来負担比率（\%）} \\ \hline 37.6 \\ \hline \end{array}$$

別表5 公営企業の資金不足比率調書

特別会計名	事業区分	宅造 区分	法適	(1)						
				a-b-c-d-e-(f)	流動負債 a	控除企業 債等 b	控除未払金 等c	控除額 d	PFI建設 事業費等e	土地前受金 f(宅造)
水道事業会計	水道	1	法適	322,139	675,779	353,640				
工業用水道事業会計	工業用水道	1	法適	40,583	55,042	14,459				
病院事業会計	病院	1	法適	551,615	918,000	366,385				
下水道事業会計	下水道	1	法適	501,448	1,760,852	1,259,404				

(7) 解消可能資金 不足額	(8) 資金不足額・剰余額 (連結実質赤字比 率)	(9) 資金不足額(資金不 足比率)	(10)		(11)		
			営業収益の額 -受託工事収 益の額	うち指定管理 者利用料金	k+l (宅造のみ)	資本+負債 k	PFI建設事業費等 のうち流動負債に 係るリース債務 l
0	1,678,040	-	1,297,400				
0	1,079,757	-	255,787				
0	1,006,733	-	4,247,025				
0	262,050	-	727,781				

(単位:千円)

(2) 算入地方債	(3)					(4) 地方債残高 (宅造)	(5) 長期借入金 (宅造)	(6) 令3条1項の 額・令4条の額
	g-h-i(-j)	流動資産 g	控除財源 h	控除額 i	土地評価差額 j (宅造)			
0	2,000,179	2,000,179						-1,678,040
0	1,120,340	1,120,340						-1,079,757
132,866	1,691,214	1,691,214						-1,006,733
0	763,498	763,498						-262,050

(単位:千円)

(12) 事業の規模 (10)or(11)	資金不足比 率 (9)/(12) (%)	(13) 繰越欠損金	標準財政規 模比 (8)/x (%)
1,297,400	-	0	8.6
255,787	-	0	5.5
4,247,025	-	2,923,914	5.2
727,781	-	0	1.3

※(8)は、連結実質赤字比率の算定に用いる額であり(7)－(6)で算定されるが(6)＞0のとき、
(7)－(6)＞0であっても「0」となる。